

環境委員会資料

令和4年2月10日

【議案第 6 号】

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

資料1 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

資料2 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

環 境 局

議案第 6 号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するもの

1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（令和 3 年法律第 5 4 号）

2 改正内容

上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 2 1 条第 4 項」→「第 2 1 条第 8 項」

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行

議案第6号参考資料

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する 条例関係

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 令和3年6月2日公布 この条例の
関係部分は、令和4年4月1日から施行
- 2 条例改正に係る上記1の主な内容

地方公共団体実行計画等の規定について、市町村の地方公共団体実行計画に定めるよう努めることとされた事項に係る規定等が加えられたことに伴い、都市計画等の関係施策と地方公共団体実行計画との連携に係る規定が繰り下げられた。

※ 地方公共団体実行計画とは、都道府県及び市町村が単独で又は共同して、政府が定める地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関して策定することとされた、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画をいう。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号 (地球温暖化対策推進基本計画)</p>	<p>○川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 平成21年12月24日条例第52号 (地球温暖化対策推進基本計画)</p>
<p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。）を策定するものとする。</p>	<p>第6条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する基本計画（以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。）を策定するものとする。</p>
<p>2 地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項</p>	<p>2 地球温暖化対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 地球温暖化対策の目標</p> <p>(3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げる目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項</p>
<p>3 市長は、法第21条第8項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。</p>	<p>3 市長は、法第21条第4項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。</p>
<p>4 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p>	<p>4 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p>
<p>5 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p>	<p>5 市長は、地球温暖化対策推進基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p>
<p>6 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進基本計画を変更するものとする。</p>	<p>6 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進基本計画を変更するものとする。</p>
<p>7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策推進基本計画を変更する場合に準用する。</p>	<p>7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化対策推進基本計画を変更する場合に準用する。</p>

改正後	改正前
8 市長は、地球温暖化対策推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。	8 市長は、地球温暖化対策推進基本計画の達成状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものとする。